

# 厚生労働省防災業務計画

平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定  
(最終修正) 平成 29 年 2 月 28 日厚生労働省発科 0228 第 5 号修正

## この計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 36 条第 1 項並びに大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 6 条第 1 項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、防災に関するべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

## この計画の効果的な推進

厚生労働省は、この計画を効果的に推進できるよう、毎年、災害対策基本法第 36 条第 1 項の規定に基づき、この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

## 第2編 災害応急対策

### 第1章 総則

#### 第1節 災害に関する情報の収集及び伝達等

- 1 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣官房、内閣府等から得た情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。

また、大臣官房技術・国際保健総括審議官は「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)において決定された緊急参集チームの招集が行われる場合にはチームの一員として官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務に当たる。
- 2 厚生労働省関係部局は、災害の発生後直ちに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置・対策を開始するとともに、緊急参集が行われている場合には、緊急参集チームの緊密な情報提供に努め、その官邸における活動を支援・補佐する。
- 3 厚生労働省関係部局は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、被災地の関係団体、活動中の救護班・保健師等から収集した情報、ヘリコプターによるテレビ情報、マスコミ情報、被災地又はその周辺の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークをもつ企業への照会等可能なあらゆる手段により現地の被害状況、避難所の状況等に関する情報を収集し、当該情報を大臣官房厚生科学課に報告する。
- 4 前項により厚生労働省大臣官房厚生科学課に報告する情報を例示すれば、以下のとおりである。
  - (1) 厚生労働省の所掌に係る施設及び業務の被害状況
  - (2) 日本赤十字社・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の行う救護活動の状況及びそこから収集した現地の状況
  - (3) 保健師等の行う保健活動の状況及びそこから収集した現地の状況
  - (4) 被災地の地方公共団体、その他の関係機関との連絡状況
  - (5) その他前項の情報収集により得た重要な情報
- 5 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、厚生労働省各部局と大臣官房厚生科学課との連絡は、原則として、部局連絡責任者を経由して行う。ただし、大臣官房厚生科学課は、必要と認める場合は、例外として、部局連絡責任者を経由せずに連絡を行う。
- 6 厚生労働省災害対策本部が設置された場合には、幹事長は、必要に応じ、厚生労働省災害対策本部幹事会を開催し、関係部局相互の連携強化を図る。

第2編 災害応急対策  
第1章 総則

- 7 前各項に定めるもののほか、厚生労働省関係部局は、必要に応じ、災害の発災後直ちに被災地に携帯電話を有する職員を派遣する等により、可能な限りの情報収集に努める。また、厚生労働省災害対策本部が設置された場合には、本部長又は副本部長は、医療施設や社会福祉施設等における建物の損壊や床上浸水等の物的被害又は死傷者の発生等の人的被害が判明し、厚生労働本省による情報収集が困難な場合、厚生労働省大臣官房地方課を通じ地方支分部局の職員による実態把握を行う。なお、当該実態把握については、地方支分部局の被災状況を踏まえて実施する。
- 8 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、関係部局から収集した情報を取りまとめ、関係省庁等に報告する。取りまとめに当たっては、災害発生の直後より、医療救護活動の状況、医療施設・社会福祉施設等の被害状況、水道の被害状況、応急給水の状況等に関する必要な情報を迅速に収集できるよう、関係部局との緊密な連携を図る。
- 9 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、第3項により関係部局が収集した災害情報を取りまとめるとともに、災害対策基本法第53条第4項の規定による内閣総理大臣への報告を行う。
- 10 厚生労働省各部局においては、本省の一般加入電話の被災により、一般加入電話による連絡が不能となったときは、中央防災無線電話等を利用することにより、本省と他省庁、地方支分部局等との間の連絡を確保する。